

平成28年12月、部落差別解消推進法が施行され、部落差別の存在が初めて法律で認められました。しかし、その後、法務省が実施した調査（令和2年3月報告）では、67・6%の人が「法を知らない」と回答しています。自分の身の回りで見聞きしないのでもう部落差別はない、それは昔の話だと言う人やそっとしておけばなくなると思いついでいる人もいます。

部落差別は、本人の能力ではなく、生まれによって差別や人権侵害を受けるという最も深刻にして重大な日本固有の人権問題です。差別への不安や辛さは多くの人に自然に分かってもらえるものではありません。身の回りで見聞きしないのは、公にすると差別されるのではという不安から告発できず

にいるのかもしれない。差別の厳しさが差別の現実を覆い隠しているのではないのでしょうか。

これまでも、憲法の基本的人権に関わる問題としてその解決は国の責務であり国民的課題であるとし、教育や啓発活動、特別対策などに取り組んできました。その結果さまざまに人権に関する調査から人権意識の向上が見られるようになりました。

しかしながら、インターネットでの誹謗中傷や部落の具体的な地名を掲載したウェブサイトなど情報化社会に伴った新たな問題もあります。平成29年には、部落差別などに関する人権侵犯事件は実社会での発生件数よりもネット上での発生件数が上回っています。

部落差別をそっとしておくのは苦しんでいる人に差別がなくなるまで我慢を強いているようなものです。

部落差別のない社会を実現するには部落差別は許されないという認識の下、私たち一人ひとりが自分自身の課題としてとらえ、解決に向けて努力する必要があるのではないのでしょうか。

